

4 6

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業
環境影響評価準備書

令和8年4月

伊 奈 町

目 次

序 章 調査計画の変更	序-1
第 1 章 都市計画決定権者の名称及び所在地	1-1
1 都市計画決定権者	1-1
2 事業者	1-1
第 2 章 対象事業の目的及び概要	2-1
1 対象事業の名称	2-1
2 対象事業の目的	2-1
3 対象事業の実施区域	2-3
4 対象事業の規模	2-3
5 対象事業の実施期間	2-7
6 対象事業の実施方法	2-7
第 3 章 地域特性の把握	3-1
1 社会的状況	3-1
2 自然的状況	3-57
第 4 章 関係地域	4-1
1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
2 環境に影響を及ぼす地域	4-1
第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	5-1
第 6 章 調査計画書についての知事の意見	6-1
第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての都市計画決定権者の見解	7-1
1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と 都市計画決定権者の見解	7-1
2 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解	7-8
第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1
第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容	9-1

第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10. 1-1
1 大気質	10. 1-1
2 騒音. 低周波音	10. 2-1
3 振動	10. 3-1
4 悪臭	10. 4-1
5 水質	10. 5-1
6 土壌	10. 6-1
7 動物	10. 7-1
8 植物	10. 8-1
9 生態系	10. 9-1
10 景観	10. 10-1
11 自然とのふれあいの場	10. 11-1
12 史跡・文化財	10. 12-1
13 日照障害	10. 13-1
14 電波障害	10. 14-1
15 廃棄物等	10. 15-1
16 温室効果ガス等	10. 16-1
第 11 章 環境の保全のための措置	11-1
1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1
第 12 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	12-1
第 13 章 事後調査の計画	13-1
1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から 除外する項目及びその理由	13-1
2 事後調査の方法等	13-5
3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応方針	13-26
4 事後調査の実施体制	13-26
第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地	14-1
用語の解説	用語-1

序章 調査計画の変更

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年、埼玉県条例第61号)第6条の規定に基づき、「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業 環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の縦覧を行った。

調査計画書縦覧後、調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容を検討し変更を行った。また、施設整備基本設計の進捗に伴い、事業計画内容を具体化した。

これらの変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び変更事項を以下に示す。

・調査計画変更の流れ

年月日	内容
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none">・事業計画の変更・調査、予測及び評価の内容の変更

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和8年3月6日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 伊奈町
代表者 伊奈町長 大島 清
担当課所名 環境対策課
所在地 北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
担当者職・氏名 廃棄物対策係 係長 齋藤 真悟
電話番号 048-721-2111 内線 2251

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容等を検討し変更を行ったため。また、施設整備基本設計の進捗に伴い、事業計画内容を具体化したため。

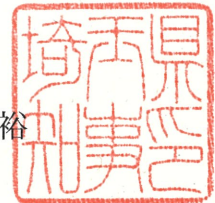
指令環政第1285号

伊奈町

令和8年3月6日付けで申請のあった（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和8年3月18日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 都市計画対象事業の名称
(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業
- 2 変更の内容

変更項目	変更の内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
3 対象事業の実施区域	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p. 2-3、p. 2-5、p. 2-6 対象事業実施区域、面積の変更
4 対象事業の規模	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書 p. 2-3 p. 2-7、p. 2-8 対象事業の規模、施設配置の変更
6 対象施設の実施方法			
6.2 施設配置計画			
6.3 ごみ処理計画	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書 p. 2-9 ごみ処理量の再推計
	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書 p. 2-11 施設規模の算定根拠の見直し
	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書 p. 2-12 処理方式の絞り込み
	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書 p. 2-13 計画施設の諸元の具体化
6.4 公害防止及び環境 保全に関する計画	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書 p. 2-14、 p. 2-16 大気質、低炭素化:施設規模の見直し に伴う法令等基準値、エネルギー回 収率の変更 水質:排水処理の変更
	なし	別紙 8 参照	公害防止に関するその他の配慮事項 の追加
6.5 車両運行計画	別紙 9 参照	別紙 9 参照	調査計画書 p. 2-18 廃棄物の搬入時間の変更
追加 耐震計画	なし	別紙 10 参照	耐震計画の追加
追加 施設有効活用 計画	なし	別紙 11 参照	施設有効活用計画の追加
6.7 工事計画	別紙 12 参照	別紙 12 参照	調査計画書 p. 2-22 環境保全に関する計画の変更
第6章 調査方法			
2 騒音・低周波音	別紙 13 参照	別紙 13 参照	調査計画書 p. 6-16 道路交通騒音の予測モデルの最新版 の採用
10 景観	別紙 14 参照	別紙 14 参照	調査計画書 p. 6-54 予測方法の一部変更
16 温室効果ガス等	別紙 15 参照	別紙 15 参照	調査計画書 p. 6-67 施設の稼働について、メタン及び亜 酸化窒素も予測評価の対象とする

3 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、調査、予測及び評価の内容等を検討し変更を行った。また、施設整備基本設計の進捗に伴い、事業計画内容を具体化した。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 13～15 のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7 変更後の環境の保全のための措置

—

8 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

9 変更後の事後調査の計画

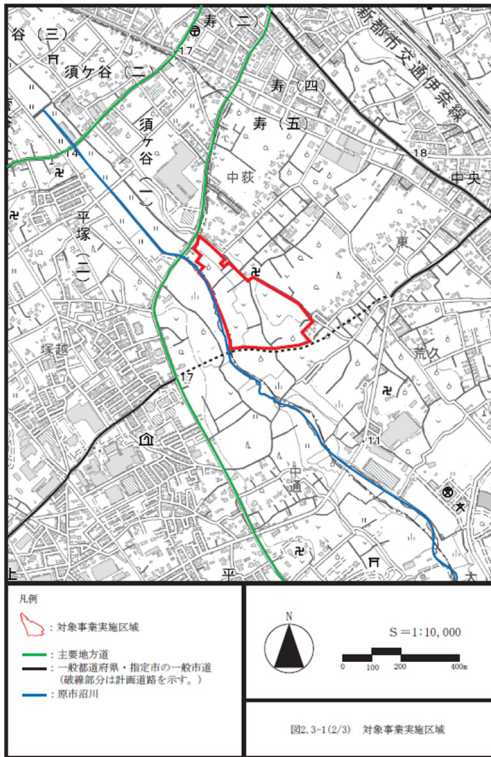
—

備考 6 から 9 までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合にのみ記載すること。

別紙1 第2章 3 対象事業の実施区域（対象事業実施区域、面積の変更）

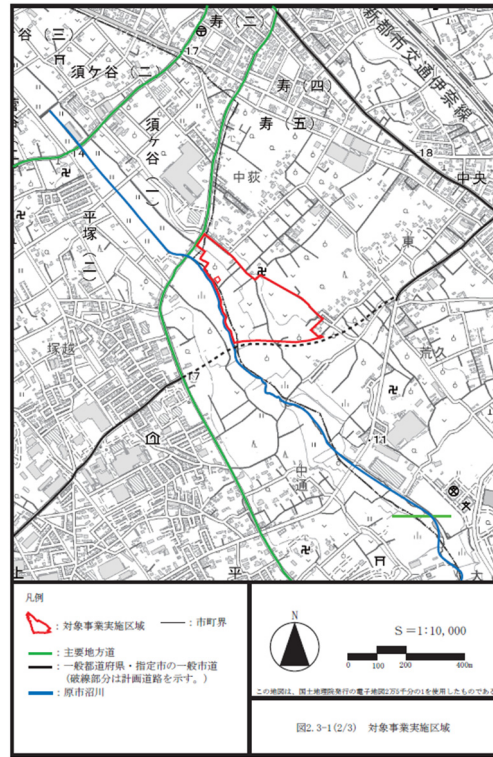
【調査計画書の内容】

面積：約 70,000m²



【変更後の内容】

面積：約 75,500 m²



【変更箇所】

対象事業実施区域北東の宅地を区域に編入し、対象事業実施区域北西の東京電力鉄塔を区域から除外した。また、不動産登記記録から約 70,000 m² としていたが、現況測量調査の結果をもとに面積を修正した。

別紙2 第2章 4 対象事業の規模、6.2 施設配置計画（対象事業の規模の変更、施設配置の変更）

【調査計画書の内容】

4 対象事業の規模

可燃物処理施設：214t/日（107t/日×2 炉または 71.3t/日×3 炉）

不燃・粗大ごみ処理施設：29t/日

資源物処理施設：58t/日

6.2 施設配置計画

表 2.6.2-1 施設計画

計画施設		施設規模等		処理対象物等
工場棟	可燃物処理施設	180t/日（90t/日×2炉）	建築面積 11,600m ²	可燃ごみ、可燃性残さ
	不燃・粗大ごみ処理施設	27.9t/日		不燃ごみ、粗大ごみ
	資源物処理施設	44.6t/日		飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源
	ストックヤード （一時保管場所）	—		紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計、廃乾電池、小型家電
管理棟	建築面積1,300m ²		地域貢献施設を含む	
調整池	7,220m ³		「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き」より設定	
駐車場	120台		管理棟60台+地域貢献施設60台	
構内道路	1車線5m以上、2車線7m以上		道路構造令に基づき設定 ※大型車両の動線は安全な幅員を確保	
緑地	敷地全体の20%以上		工場立地法に基づく	

注：現時点で想定する施設規模等であり、今後変更となる可能性がある。

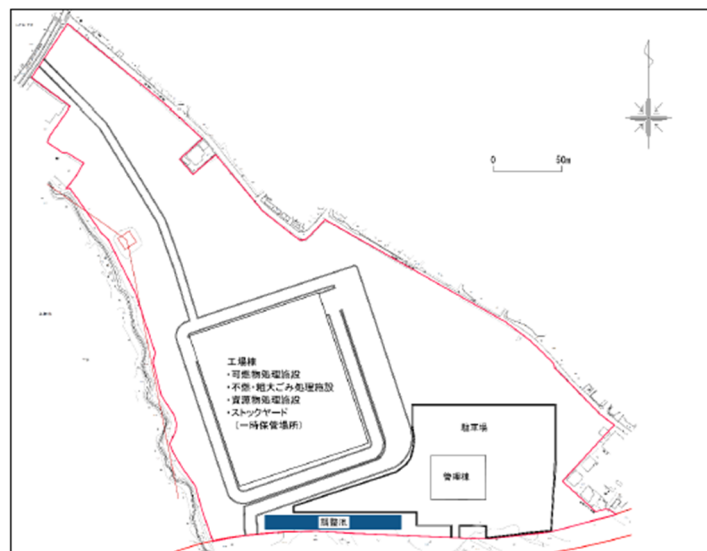


図 2.6.2-1 施設配置計画（案）

【変更後の内容】(変更は下線部)

4 対象事業の規模

可燃物処理施設：180t/日 (90t/日×2炉)

不燃・粗大ごみ処理施設：27.9t/日

資源物処理施設：44.6t/日

6.2 施設配置計画

表 2.6.2-1 施設計画

計画施設		施設規模等		処理対象物等
工場棟	可燃物処理施設	<u>180t/日</u> (90t/日×2炉)	建築面積 11,600m ²	可燃ごみ、可燃性残さ
	不燃・粗大ごみ処理施設	<u>27.9t/日</u>		不燃ごみ、粗大ごみ
	資源物処理施設	<u>44.6t/日</u>		飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源
	ストックヤード (一時保管場所)	—		紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計、廃乾電池、小型家電
管理棟		建築面積1,300m ²	地域貢献施設を含む	
調整池		7,220m ³	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き」より設定	
駐車場		120台	管理棟60台+地域貢献施設60台	
構内道路		<u>1車線5m以上、2車線7m以上</u>	道路構造令に基づき設定 ※大型車両の動線は安全な幅員を確保	
緑地		敷地全体の20%以上	工場立地法に基づく	

注：現時点で想定する施設規模等であり、今後変更となる可能性がある。

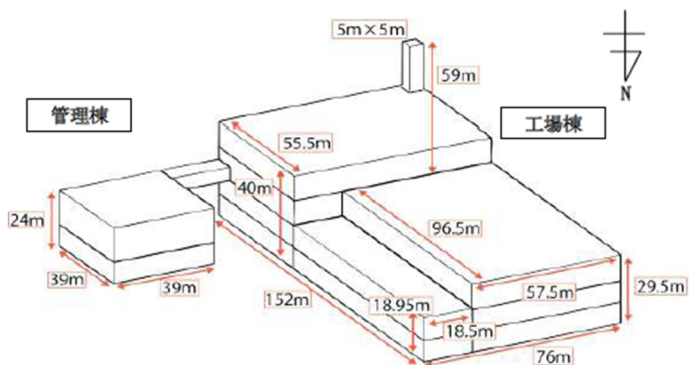


図 2.16.2-1 (1/2) 施設配置計画 (案)
(計画施設の建屋寸法等)



図 2.6.2-1 (2/2) 施設配置計画 (案) (全体配置図)

【変更箇所】

施設整備基本設計の進捗に伴い、対象事業の規模を変更するとともに、配置計画を具体化した。

別紙3 第2章 6.3 1) ごみの処理量（ごみ処理量の再推計）

【調査計画書の内容】

1) ごみ処理量

計画施設の処理対象物ごとの処理量の推計を表 2.6.3-1 に示す。

なお、計画施設は令和 15 年度の供用開始を予定しているため、市町ごとのごみ排出量の将来推計のうち、令和 14 年度の推計値を基に、供用開始時の処理量を推計したものである。

表 2.6.3-1(1/2) 処理量推計（市町別）

処理施設	処理対象物 単位	上尾市		伊奈町	
		現状推移	目標達成	現状推移	目標達成
		t/年	t/年	t/年	t/年
可燃物 処理施設	可燃ごみ	41,828.46	33,626.42	9,478.71	9,094.82
	可燃性残さ	718.03	594.16	243.34	233.49
	計	42,546.49	34,220.58	9,722.05	9,328.31
不燃・粗大 ごみ処理施設	不燃ごみ	1,231.68	1,032.49	585.48	561.77
	粗大ごみ	3,016.18	2,482.59	735.79	705.99
	計	4,247.86	3,515.08	1,321.27	1,267.76
資源物処理 施設	飲料缶・スプレー缶	307.34	315.13	139.91	135.04
	ペットボトル	716.98	728.94	326.38	312.37
	透明ビン・色付ビン	1,158.43	1,188.92	261.97	251.37
	プラスチック資源	6,980.70	5,616.83	1,487.82	1,427.57
	計	9,163.45	7,849.82	2,216.08	2,126.35
ストックヤード (一時保管場所)	紙類・布類	2,329.76	2,393.54	1,014.54	973.45
	牛乳パック	—	—	—	—
	蛍光管・水銀計・電球	52.00	52.00	3.73	3.58
	乾電池・ライター	17.00	17.00	9.70	9.30
	小型家電	27.00	27.00	5.29	5.98
計	2,425.76	2,489.54	1,033.26	992.31	
合計		58,383.56	48,075.02	14,292.66	13,714.73

注：現状推移 現状と同じ施策を続けた場合の将来値の見込み
 目標達成 各市町において、令和5年度に策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の各種施策を推進した場合の将来値の見込み

表 2.6.3-1(2/2) 処理量推計（市町合計）

処理施設	処理対象物 単位	市町合計	
		現状推移	目標達成
		t/年	t/年
可燃物 処理施設	可燃ごみ	51,307.17	42,721.24
	可燃性残さ	961.37	827.65
	計	52,268.54	43,548.89
不燃・粗大 ごみ処理施設	不燃ごみ	1,817.16	1,594.26
	粗大ごみ	3,751.97	3,188.58
	計	5,569.13	4,782.84
資源物処理 施設	飲料缶・スプレー缶	447.25	450.17
	ペットボトル	1,043.36	1,041.31
	透明ビン・色付ビン	1,420.40	1,440.29
	プラスチック資源	8,468.52	7,044.40
	計	11,379.53	9,976.17
ストックヤード (一時保管場所)	紙類・布類	3,344.30	3,366.99
	牛乳パック	—	—
	蛍光管・水銀計・電球	55.73	55.58
	乾電池・ライター	26.70	26.30
	小型家電	32.29	32.98
計	3,459.02	3,481.85	
合計		72,676.22	61,789.75

注：現状推移 現状と同じ施策を続けた場合の将来値の見込み
 目標達成 各市町において、令和5年度に策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の各種施策を推進した場合の将来値の見込み

【変更後の内容】（変更は下線部）

1) ごみの排出量及び処理量

計画施設の処理対象物ごとの排出量及び処理量の推計を表 2.6.3-1 及び表 2.6.3-2 に示す。

なお、計画施設は令和 15 年度の供用開始を予定しているため、市町ごとのごみ発生量の将来推計をもとに、令和 15 年度の排出量及び処理量を推計したものである。

表 2.6.3-1 令和 15 年度排出量推計（市町別）

単位：t/年

項目	上尾	伊奈	合計
ごみ総排出量	47,398.90	13,393.02	60,791.92
可燃ごみ	34,894.01	9,133.41	44,027.42
不燃ごみ	1,030.37	561.94	1,592.31
資源物	8,900.23	2,972.66	11,872.89
飲料缶・スプレー缶	314.49	135.07	449.56
ペットボトル	727.51	312.47	1,039.98
ビン	1,186.54	251.45	1,437.99
紙類・布類	2,388.74	973.78	3,362.52
プラスチック類	4,282.95	1,299.89	5,582.84
粗大ごみ	2,478.29	706.16	3,184.45
蛍光管等	52.00	3.58	55.58
廃乾電池・ライター	17.00	9.31	26.31
小型家電	27.00	5.96	32.96

表 2.6.3-2 令和 15 年度処理量推計（市町合計）

単位：t/年

施設	市町合計
可燃物処理施設	47,514.96
可燃物	44,027.42
可燃性粗大ごみ	826.29
可燃性残さ	2,661.25
不燃・粗大ごみ処理施設	4,776.76
粗大ごみ	3,184.45
不燃ごみ	1,592.31
資源物処理施設	8,510.37
ビン	1,437.99
プラスチック資源	5,582.84
ペットボトル	1,039.98
飲料缶・スプレー缶	449.56

【変更箇所】

計画施設の供用開始年度を考慮し、令和 15 年度の推計値を用いたものに変更した。

別紙4 第2章 6.3 3) 施設規模の算定根拠（施設規模の算定根拠の見直し）

【調査計画書の内容】

3) 施設規模の算定根拠

(1) 可燃物処理施設

施設規模 = ① 施設規模（災害廃棄物除く） + ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く） = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

※計画年間日平均処理量(143.20t/日) : 計画年間処理量(52,268.54 表2.6-2(2)参照) ÷ 365

※実稼働率 : $(365-85) \div 365 = 280 \div 365 = 0.767$

(年間停止日数は、補修整備期間 30 日、補修点検 15 日×2 回、全停期間 7 日、起動に要する日数 3 日×3 回、停止に要する日数 3 日×3 回の計 85 日)

※調整稼働率 : 96%

(正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のため処理能力が低下することを考慮した係数)

$143.20 \text{ t/日} \div 0.767 \div 96\% = 194.5 \text{ t/日}$

② 施設規模（災害廃棄物のみ） = ① × 10%

$194.5 \text{ t/日} \times 10\% = 19.4 \text{ t/日}$

施設規模 194.5 t/日 + 19.4 t/日 = 214 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

施設規模 = ① 施設規模（災害廃棄物除く） + ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く） = 計画年間日平均処理量 × 計画月最大変動係数 ÷ 実稼働率

※計画年間日平均処理量 15.26 t/日 : 計画年間処理量(5,569.13 表2.6-2(2)参照) ÷ 365

※計画月最大変動係数 : 1.15

※実稼働率 : $(365-115) \div 365 \text{ 日} = 250 \div 365 = 0.685$

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

$15.26 \text{ t/日} \times 1.15 \div 0.685 = 25.6 \text{ t/日}$

② 施設規模（災害廃棄物のみ） = ① の 10%

$25.6 \text{ t/日} \times 10\% = 2.6 \text{ t/日}$

施設規模 25.6 t/日 + 2.6 t/日 = 29 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

(3) 資源物処理施設

施設規模 = ① 施設規模（災害廃棄物除く） + ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く） = 計画年間日平均処理量 × 計画月最大変動係数 ÷ 実稼働率

※計画年間日平均処理量 31.18 t/日 : 計画年間処理量(11,379.53 表2.6-2(2)参照) ÷ 365

※計画月最大変動係数 : 1.15

※実稼働率 : $(365-115) \div 365 \text{ 日} = 250 \div 365 = 0.685$

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

$31.18 \text{ t/日} \times 1.15 \div 0.685 = 52.3 \text{ t/日}$

② 施設規模（災害廃棄物のみ） = ① の 10%

$52.3 \text{ t/日} \times 10\% = 5.2 \text{ t/日}$

施設規模 52.3 t/日 + 5.2 t/日 = 58 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

【変更後の内容】(変更は下線部)

3) 施設規模の算定根拠

(1) 可燃物処理施設

施設規模 = ① 施設規模 (災害廃棄物除く) + ② 施設規模 (災害廃棄物のみ)

① 施設規模 (災害廃棄物除く) = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

※計画年間日平均処理量(130.18t/日) : 計画年間処理量 47,514.96 ÷ 365

※実稼働率 : (365-75) ÷ 365 = 290 ÷ 365 = 0.795

(年間停止日数は、計画停止 (整備補修・補修点検・全停止期間含む) 61日 + ピット調整 10日
+ 予定外停止 4日の計 75日)

130.18 t/日 ÷ 0.795 = 163.7 t/日

② 施設規模 (災害廃棄物のみ) = ① × 10%

163.7 t/日 × 10% = 16.3 t/日

施設規模 163.7 t/日 + 16.3 t/日 = 180 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

I 不燃ごみ

施設規模 = ① 施設規模 (災害廃棄物除く) + ② 施設規模 (災害廃棄物のみ)

① 施設規模 (災害廃棄物除く) = 計画年間日平均処理量 × 計画月最大変動係数 ÷ 実稼働率

※計画年間日平均処理量 4.36 t/日 : 計画年間処理量 1,592.31 ÷ 365

※計画月最大変動係数 : 1.24

※実稼働率 : (365-115) ÷ 365 日 = 250 ÷ 365 = 0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104日、年末年始・夏季休暇他 11日の計 115日)

4.36 t/日 × 1.24 ÷ 0.685 = 7.9 t/日

② 施設規模 (災害廃棄物のみ) = ① の 10%

7.9 t/日 × 10% = 0.8 t/日

施設規模 7.9 t/日 + 0.8 t/日 = 8.7 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

II 粗大ごみ

施設規模 = ① 施設規模 (災害廃棄物除く) + ② 施設規模 (災害廃棄物のみ)

① 施設規模 (災害廃棄物除く) = 計画年間日平均処理量 × 計画月最大変動係数 ÷ 実稼働率

※計画年間日平均処理量 8.72 t/日 : 計画年間処理量 3,184.45 ÷ 365

※計画月最大変動係数 : 1.37

※実稼働率 : (365-115) ÷ 365 日 = 250 ÷ 365 = 0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104日、年末年始・夏季休暇他 11日の計 115日)

8.72 t/日 × 1.37 ÷ 0.685 = 17.5 t/日

② 施設規模 (災害廃棄物のみ) = ① の 10%

17.5 t/日 × 10% = 1.7 t/日

施設規模 17.8 t/日 + 1.7 t/日 = 19.2 t/日 (小数点以下を切り上げて算定)

よって、不燃・粗大ごみ処理施設規模合計 I + II = 8.7 + 19.2 = 27.9 t/日

(3) 資源物処理施設

I びん

施設規模＝① 施設規模（災害廃棄物除く）＋ ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く）＝計画年間日平均処理量×計画月最大変動係数÷実稼働率

※計画年間日平均処理量 3.94 t/日 : 計画年間処理量 1,437.99÷365

※計画月最大変動係数 : 1.20

※実稼働率 : (365-115)÷365 日=250÷365=0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

3.94 t/日×1.20÷0.685=6.9 t/日

② 施設規模（災害廃棄物のみ）＝①の10%

6.9 t/日×10%=0.7 t/日

施設規模 6.9 t/日+0.7 t/日=7.6 t/日（小数点以下を切り上げて算定）

II プラスチック資源

施設規模＝① 施設規模（災害廃棄物除く）＋ ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く）＝計画年間日平均処理量×計画月最大変動係数÷実稼働率

※計画年間日平均処理量 15.3 t/日 : 計画年間処理量 5,582.84÷365

※計画月最大変動係数 : 1.17

※実稼働率 : (365-115)÷365 日=250÷365=0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

15.3 t/日×1.17÷0.685=26.1 t/日

② 施設規模（災害廃棄物のみ）＝①の10%

26.1 t/日×10%=2.6 t/日

施設規模 26.1 t/日+2.6 t/日=28.7 t/日（小数点以下を切り上げて算定）

III ペットボトル

施設規模＝① 施設規模（災害廃棄物除く）＋ ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く）＝計画年間日平均処理量×計画月最大変動係数÷実稼働率

※計画年間日平均処理量 2.85 t/日 : 計画年間処理量 1,039.98÷365

※計画月最大変動係数 : 1.30

※実稼働率 : (365-115)÷365 日=250÷365=0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

2.85 t/日×1.30÷0.685=5.4 t/日

② 施設規模（災害廃棄物のみ）＝①の10%

5.4 t/日×10%=0.5 t/日

施設規模 5.4 t/日+0.5 t/日=5.9 t/日（小数点以下を切り上げて算定）

IV 飲料缶・スプレー缶

施設規模＝① 施設規模（災害廃棄物除く）＋ ② 施設規模（災害廃棄物のみ）

① 施設規模（災害廃棄物除く）＝計画年間日平均処理量×計画月最大変動係数÷実稼働率

※計画年間日平均処理量 1.23 t/日 : 計画年間処理量 449.56÷365

※計画月最大変動係数 : 1.23

※実稼働率 : (365-115)÷365 日=250÷365=0.685

(年間停止日数は、土曜日・日曜日 104 日、年末年始・夏季休暇他 11 日の計 115 日)

1.23 t/日×1.23÷0.685=2.2 t/日

② 施設規模（災害廃棄物のみ）＝①の 10%

2.2 t/日×10%=0.2 t/日

施設規模 2.2 t/日+0.2 t/日=2.4 t/日（小数点以下を切り上げて算定）

よって、資源物処理施設規模合計 I + II + III + IV = 7.6 + 28.7 + 5.9 + 2.4 = 44.6t/日

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、可燃物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設の施設規模の算定根拠を見直した。

別紙5 第2章 6.3 4) 処理方式の選定 (処理方式の絞り込み)

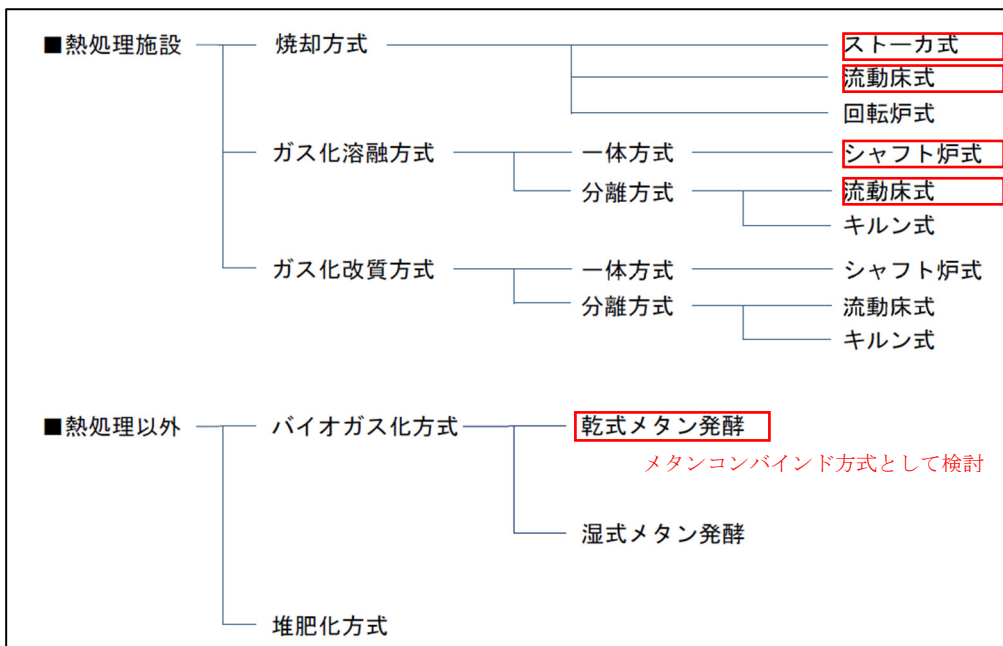
【調査計画書の内容】

4) 処理方式の選定

計画施設に係る施設整備基本方針は以下のとおり設定されており、可燃物処理施設における処理方式は図2.6.3-2で示す処理方式のうち、赤枠で囲む5つの処理方式に絞り込みを行ったところである。

これら処理方式について、プラントメーカーが導入を推奨する処理方式を令和6年度に聴取し、さらに絞り込みを行ったうえで、下記基本方針の達成可能な処理方式を選定する。

なお、最終的な処理方式の決定は受注事業者決定時（令和9年度）を想定している。



資料：上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想（令和6年3月 上尾伊奈資源循環組合）に加筆

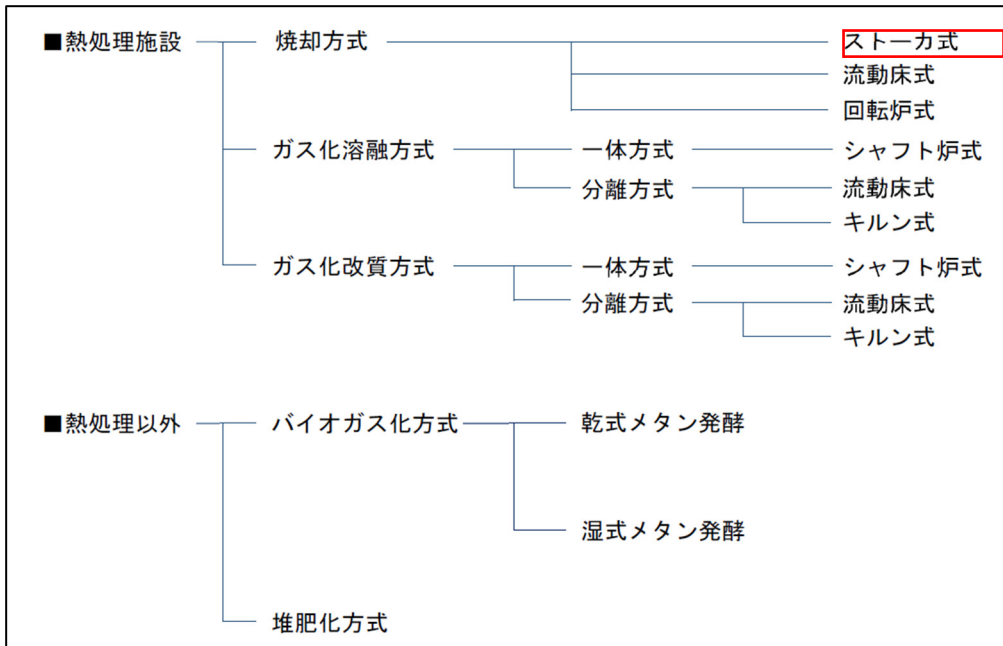
図2.6.3-2 可燃ごみの処理方式

【変更後の内容】（変更は下線部）

4) 処理方式の選定

計画施設に係る施設整備基本方針は以下のとおり設定されており、可燃物処理施設における処理方式は図2.6.3-2で示す処理方式のうち、ストーカ式焼却方式を選定した。

ストーカ式焼却方式の概要を表2.6.3-3に示す。



資料：上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想（令和6年3月 上尾伊奈資源循環組合）に加筆

図2.6.3-2 可燃ごみの処理方式

表2.6.3-3 処理方式の概要

焼却方式	概略図	概要
ストーカ式		<ul style="list-style-type: none"> ・耐熱鋳物製で可動する火格子を並べた「ストーカ」と呼ばれる燃焼装置の上にごみを供給し、火格子の下方から空気を吹き込みながら焼却させる方式です。 ・火格子が動くことで、ごみが攪拌されて安定した燃焼を行うことができます。投入されたごみは、水分を蒸発させる「乾燥」、勢いよく燃える「燃焼」、最後まで燃やしきる「後燃焼」と進行して焼却されます。 ・ごみホッパーの大きさ以下であれば、前処理などの破碎は不要となります。

資料：上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想（令和6年3月 上尾伊奈資源循環組合）

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、ストーカ式焼却方式を選定した。

別紙6 第2章 6.3 5) 施設諸元 (計画施設の諸元の具体化)

【調査計画書の内容】

5) 施設諸元

計画施設の諸元は表 2.6.3-2 に示すとおりである。

表 2.6.3-2 計画施設の諸元

計画施設	項目	計画諸元				
可燃物 処理施設	処理能力	214t/日 (107t/日×2炉または71.3t/日×3炉)				
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性残さ				
	処理方式	焼却方式 (ストーカ式)	焼却方式 (流動床式)	ガス化熔融方式 (シャフト炉式)	ガス化熔融方式 (流動床式)	乾式メタン発酵 (メタンコンバインド方式)
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、無触媒脱硝装置				
	煙突高さ	59m				
	構造	検討中				
	熱回収方法	検討中				
	運転計画	検討中				
	給水設備	生活用水：上水 プラント用水：上水または井水				
	排水処理設備	生活系排水：下水道放流または完全クローズド プラント系排水：処理後、場内再利用、余剰水は下水道放流または完全クローズド				
	処理生成物	焼却灰、飛灰	焼却灰、飛灰	スラグ、メタル、 熔融飛灰	スラグ、鉄、 アルミ、熔融飛灰、 熔融不適物	処理不適物 (左記のい ずれかの方式で処理 し、方式に応じた処理 生成物が発生)
処分・資源化方法	原則資源化、資源化先がない等の状況においては埋め立てする方針とする。					
不燃・粗 大ごみ 処理施設	処理能力	29t/日				
	処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
	構造	検討中				
資源物 処理施設	処理能力	58t/日				
	処理対象ごみ	飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
	構造	検討中				
ストック ヤード(一 時保管場 所)	処理能力	必要面積を確保				
	処理対象ごみ	紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計・廃乾電池、小型家電				
	処理方式	一時保管				
	処分・資源化方法	検討中				
	構造	検討中				
稼働目標年度		令和15年度				

【変更後の内容】(変更は下線部、二重線は削除)

5) 施設諸元

計画施設の諸元は表 2.6.3-4 に示すとおりである。また、可燃物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設における設備フロー例を図 2.6.3-3 に示す。

表 2.6.3-4 計画施設の諸元

計画施設	項目	計画諸元
可燃物 処理施設	処理能力	<u>180t/日 (90t/日×2 炉)</u>
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性残さ
	処理方式	<u>焼却方式 (ストーカ式)</u>
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、無触媒脱硝装置
	煙突高さ	<u>59m</u>
	構造	<u>鉄構造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (詳細未定)</u>
	熱回収方法	<u>廃熱ボイラ方式</u>
	運転計画	<u>24 時間連続</u>
	給水設備	生活用水：上水 プラント用水： <u>上水または井水</u>
	排水処理設備	生活系排水： <u>下水道放流または完全クローズド</u> プラント系排水：処理後、場内再利用、余剰水は下水道放流または完全クローズド
	処理生成物	<u>焼却灰、飛灰</u>
	処分・資源化方法	原則資源化、資源化先がない等の状況において最終処分する方針とする。
不燃・粗大 ごみ 処理施設	処理能力	<u>27.9t/日</u>
	処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
	処理方式	<u>選別、破砕</u>
	処分・資源化方法	<u>資源化、破砕可燃物：焼却、不燃残さ：最終処分</u>
	構造	<u>鉄構造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (詳細未定)</u>
資源物 処理施設	処理能力	<u>44.6t/日</u>
	処理対象ごみ	飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源
	処理方式	<u>びん：選別、</u> プラスチック資源、ペットボトル、飲料缶・スプレー缶：選別、圧縮
	処分・資源化方法	<u>資源化</u>
	構造	<u>鉄構造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (詳細未定)</u>
ストックヤ ード(一時保 管場所)	処理能力	必要面積を確保
	処理対象ごみ	紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計・廃乾電池、小型家電
	処理方式	一時保管
	処分・資源化方法	<u>資源化、可燃残さ：焼却、不燃残さ：適切に処分</u>
	構造	<u>鉄構造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (詳細未定)</u>
稼働目標年度		令和 15 年度

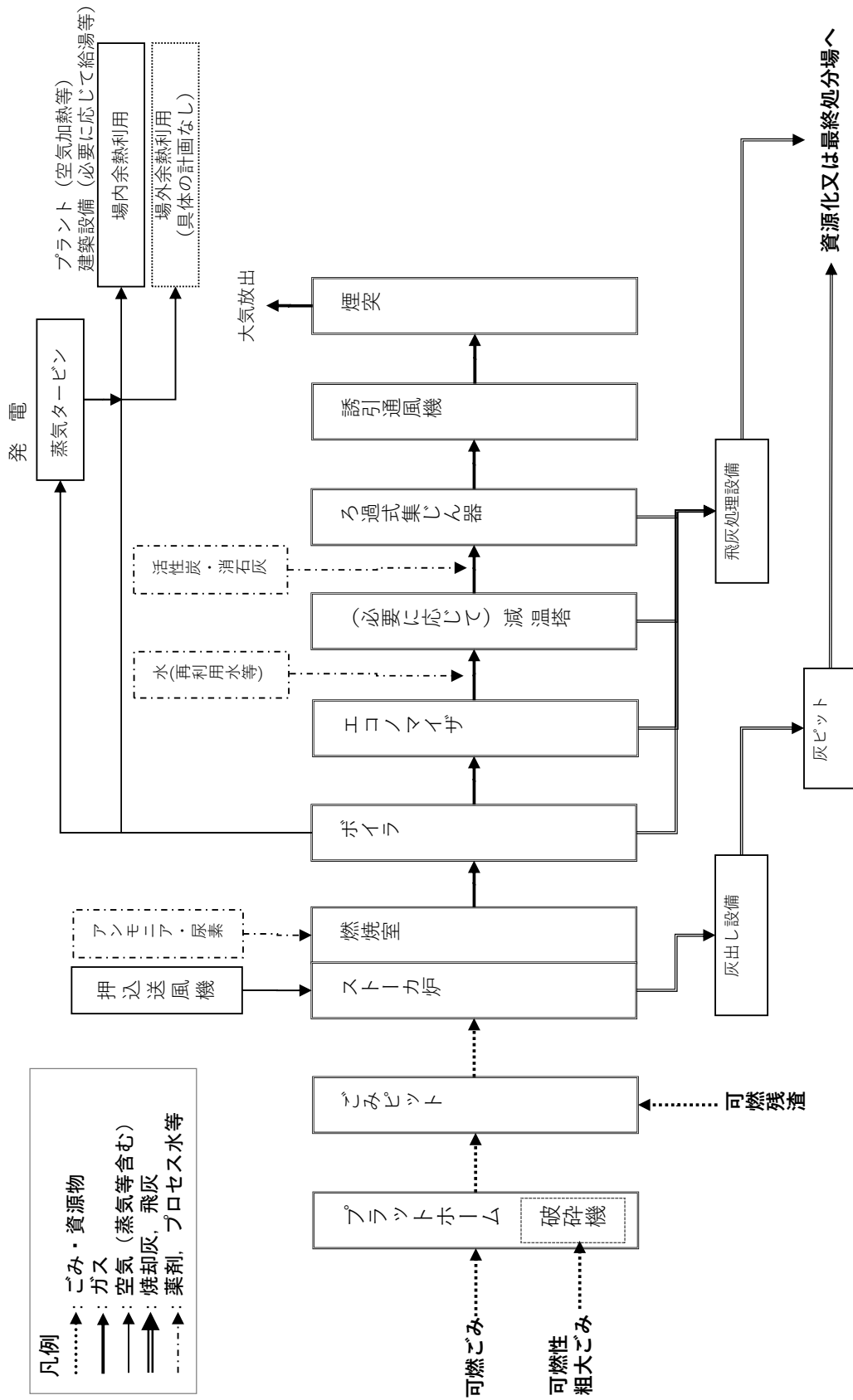


図 2.6.3-3 (1/3) 可燃物処理施設における設備フロー例

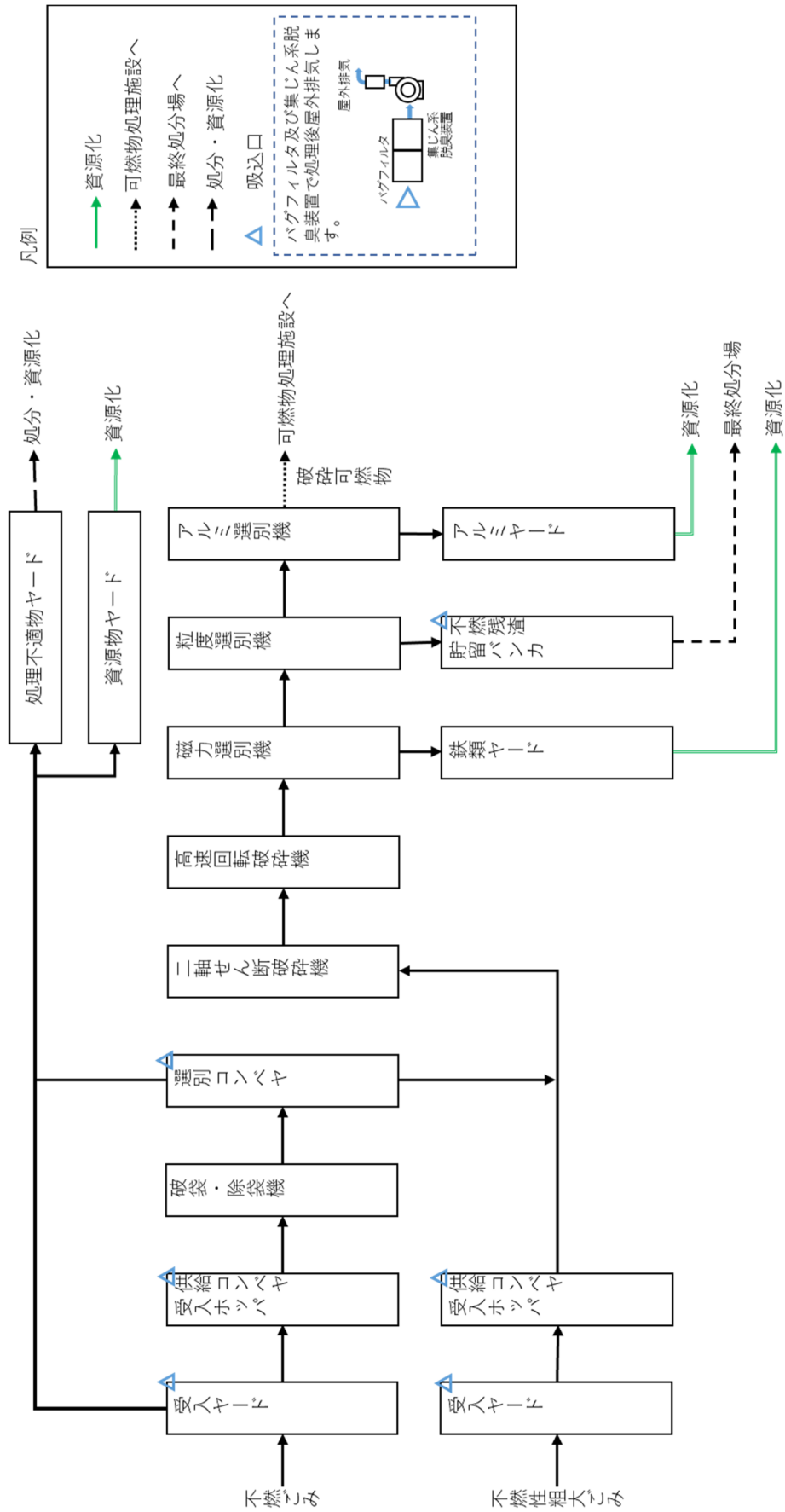


図 2.6.3-3 (2/3) 不燃・粗大ごみ処理施設における設備フロー例

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画施設の処理能力、処理方式、給水設備、排水処理設備及び処理生成物について具体化した。また、設備フロー例を追加した。

別紙7 第2章 6.4 公害防止及び環境保全に関する計画

(大気質、低炭素化：施設規模の見直しに伴う法令等基準値、エネルギー回収率の変更、
水質：排水処理の変更)

【調査計画書の内容】

6.4 公害防止及び環境保全に関する計画

1) 大気汚染防止対策

表 2.6.4-1 排出ガスに係る公害防止基準値

項目		計画施設 (新設)	既存施設		法令等 基準値 (新設)
			上尾市西貝塚環 境センター	伊奈町クリーン センター	
ばいじん	(g/m ³ N)	0.01	0.01	0.25	0.04
硫黄酸化物	(ppm)	20	20	100	K 値=9.0
窒素酸化物	(ppm)	50	70	180	180
塩化水素	(mg/m ³ N)	—	—	200	200
	(ppm)	20	20	—	123
ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	5	0.1
水銀	(μg/m ³ N)	30	50	50	30

注：排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度 12%換算値を示す。

2) 水質汚濁防止対策

計画施設における生活用水は上水を使用する。プラント用水は上水または井水を使用する。

計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとする。なお、下水道放流を選択する場合は、今後整備する下水道に接続予定である。

5) 低炭素化

(1) 省エネルギー・余熱利用

一般にごみ焼却施設で用いるエネルギーは、施設が大規模になれば省エネルギーに寄与するものとされている。本事業では老朽化したごみ焼却施設2施設を統合、整備するものであることから、計画施設の稼働によりエネルギーの使用量削減に貢献しようとするものである。

また、可燃ごみ等の焼却処理等により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定である。

循環型社会形成推進交付金制度等において、新ごみ処理施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設(交付率 1/2)を満足するエネルギー回収率(20.5%以上)を確保する。

発電量、熱供給量の詳細は、プラントメーカーの提案を踏まえ、今後、決定する予定である。

【変更後の内容】（変更は下線部）

6.4 公害防止及び環境保全に関する計画

1) 大気汚染防止対策

表 2.6.4-1 排出ガスに係る公害防止基準値

項目		計画施設 (新設)	既存施設		法令等 基準値 (新設)
			上尾市西貝塚環 境センター	伊奈町クリーン センター	
ばいじん	(g/m ³ N)	0.01	0.01	0.25	<u>0.08</u>
硫黄酸化物	(ppm)	20	20	100	K 値=9.0
窒素酸化物	(ppm)	50	70	180	180
塩化水素	(mg/m ³ N)	—	—	200	200
	(ppm)	20	20	—	123
ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	5	<u>1</u>
水銀	(μg/m ³ N)	30	50	50	30

注：排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度 12%換算値を示す。

2) 水質汚濁防止対策

計画施設における生活用水及びプラント用水は節水を前提として上水を使用する。

計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。なお、接続先までの下水道は今後整備する予定である。

5) 低炭素化

(1) 省エネルギー・余熱利用

一般にごみ焼却施設で用いるエネルギーは、施設が大規模になれば省エネルギーに寄与するものとされている。本事業では老朽化したごみ焼却施設 2 施設を統合、整備するものであることから、計画施設の稼働によりエネルギーの使用量削減に貢献しようとするものである。

また、可燃ごみ等の焼却処理等により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定である。

循環型社会形成推進交付金制度等において、新ごみ処理施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1/2）を満足するエネルギー回収率（19.0%以上）を確保する。

発電量、熱供給量の詳細は、プラントメーカーの提案を踏まえ、今後、決定する予定である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、水質汚濁防止対策を変更した。

また、施設規模の見直しに伴い、エネルギー回収率をエネルギー回収型廃棄物処理規模 150t/日超、200t/日以下の交付要件に変更した。

別紙8 第2章 6.4 公害防止及び環境保全に関する計画

(公害防止に関するその他の配慮事項の追加)

【調査計画書の内容】

記載なし。

【変更後の内容】(変更は下線部)

7) 公害防止に関するその他の配慮

ごみ処理施設では、粗大ごみの破砕作業とプラスチック類の保管、分別作業、圧縮作業等におけるVOC(揮発性有機化合物)の放散が懸念されることがある。ごみ処理施設は法令等による規制対象外であるが、過去にはごみ処理施設に関してVOCを争点とした紛争事例があることや、VOC対策を施した自治体施設が複数例確認できること等も考慮し、施設の密閉化や必要な換気・給気を行うなど臭気・化学物質の漏洩防止対策を図り、安心できる施設となるよう検討する。

【変更箇所】

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を踏まえ、公害防止に関する配慮事項を具体化し、追加した。

別紙9 第2章 6.5 車両運行計画（廃棄物の搬入時間の変更）

【調査計画書の内容】

6.5 車両運行計画

1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

受付時間：8時30分から16時30分

受付日：月曜日から金曜日

※土曜日は、市町の状況に応じて開場

※祝日の場合、開場する

※年始（1/1～1/3）を除く

【変更後の内容】（変更は下線部）

6.5 車両運行計画

1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

受付時間：8時45分から11時30分、13時00分から16時15分

受付日：月曜日から金曜日

※土曜日は、状況に応じて開場

※平日が祝日の場合、開場する

（8時45分から11時30分、13時00分から16時15分）

※年始（1/1～1/3）を除く

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、廃棄物の搬入時間を変更した。

別紙 10 第 2 章 耐震計画（耐震計画の追加）

【調査計画書の内容】

記載なし。

【変更後の内容】（変更は下線部）

6.6 耐震計画

計画施設について、耐震化の目標は以下のとおりとする。耐震安全性の分類、耐震安全性の目標は表 2.6.6-1 に示すとおりである。

- ①構造体は、耐震安全性の分類「Ⅱ類」を満足し、重要度係数を 1.25 とする。
- ②建築非構造部材は、耐震安全性の分類「A類」を満足する。
- ③建築設備の基礎固定方法については、耐震安全性の分類「甲類」を満足する。

表 2.6.6-1 (1/2) 耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類		
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類		乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類		甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う官庁施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類		
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	Ⅲ類		

注：構造体の重要度係数 I類：1.5、Ⅱ類：1.25

出典：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省）」及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）」

表 2.6.6-1 (2/2) 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、耐震計画を具体化し、追加した。

別紙 11 第 2 章 施設有効活用計画（施設有効活用計画の追加）

【調査計画書の内容】

記載なし。

【変更後の内容】（変更は下線部）

6.7 施設有効活用計画

1) 防災機能

計画施設においては、廃棄物処理施設の機能確保を前提とし、以下の防災機能を持たせる。

(1) 災害発生時の一時的な避難スペース及び防災備蓄

可燃物処理施設はその性質上、24 時間連続で運転し続ける必要性があり、施設に人が常駐する必要があるほか、施設見学者の受入を想定している。そのため、災害発生時における施設利用者、運転員、職員及び施設周辺住民を対象に、一時的な避難スペースとして、以下の機能を持たせる方針とする。

- ・ 関東平野北西縁断層地震を想定した耐震性能の確保
- ・ 施設利用者、運転員、職員、施設周辺住民の避難スペースの確保
- ・ 空調居住性の確保
- ・ 水、食料、燃料、電気等の備蓄（3 日分程度）
- ・ 仮設トイレ等資機材の確保

(2) 災害廃棄物仮置場

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。計画施設においては、災害余裕率（処理能力に対する余裕分の割合）10%を見込んだ施設規模を設定する。災害廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理できるよう、屋外の有効活用スペースを災害廃棄物仮置場にすることを想定する。

なお、災害廃棄物仮置場の詳細な運用方法については施設稼働までに構成市町と協議し決定する。

2) 環境学習・啓発機能

計画施設における環境学習・啓発機能の整備の方向性は、以下のとおりである。

- ・ 住民に親しまれ、子供から大人まで幅広い世代に環境学習の機会を提供できる施設とする。
- ・ ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、構成市町の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に貢献できる施設とする。
- ・ 計画施設での公害防止対策や脱炭素社会への環境配慮について学べる施設とする。
- ・ 展示内容については、社会情勢の変化にも対応でき、華美すぎないものとする。
- ・ ごみ減量や資源循環促進の観点から、計画施設においてリユース機能を持たせることとする。

リユース機能の方向性

- ・施設に持ち込まれてまだ使えそうな家具等を保管するリサイクル品置場を確保し、リサイクル品を住民に提供する。
 - ・施設内にて修理を実施するかについては、人材の確保等、実施の可能性を探りながら検討する。
 - ・民間サービスの導入は、広く住民に周知できるといったメリットがあることから事業者選定の段階までに検討を行うこととする。
- ・地域に開かれた施設を目指し、ごみ処理施設の運転管理の状況をモニター表示するなど、積極的に公開する。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、施設有効活用計画を具体化し、追加した。

別紙12 第2章 6.7 3) 環境保全に関する計画（環境保全に関する計画の変更）

【調査計画書の内容】

3) 環境保全に関する計画

(2) 騒音・振動防止対策

- ・建設機械は、極力低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。
- ・敷地境界または工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。

(3) 水質汚濁対策

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備（以下、「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。

(4) 土壌汚染防止

本環境影響評価の実施と並行して、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施中である。地歴調査では、対象事業実施区域における土壌汚染のおそれを以下の3種に区分する。

- ・土壌汚染が存在するおそれが「ない」と認められる土地
→ 試料採取等は必要としない
- ・土壌汚染が存在するおそれが「少ない」と認められる土地
→ 900 m²単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。
- ・土壌汚染が存在するおそれが「比較的多い」と認められる土地。
→ 100 m²単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。

ここで、土壌汚染が明らかになった場合には、土壌汚染対策法に基づき、適切な手続き、措置を講じるものとする。

【変更後の内容】（変更は下線部）

3) 環境保全に関する計画

(2) 騒音・振動防止対策

- ・建設機械は、極力低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。
- ・敷地境界または工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
- ・特定建設作業は、原則として日・祝日を除く 8 時～17 時の間とする（騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施可能時間帯は、7 時～19 時とされている。）。また、資材運搬等の車両も極力同様の時間内に走行する。

(3) 水質汚濁対策

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備（以下、「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。
- ・埼玉県生活環境保全条例に定める杭工事等「指定土木建設作業」を行う場合、排水基準を遵守する（基準値 pH:5.8～8.6、SS:180mg/L（日平均 150mg/L）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍物油類含有量）:5mg/L、有害物質：水質汚濁防止法に規定する排水基準）。

(4) 土壌汚染防止

- ・本環境影響評価の実施と並行して、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施した結果、土壌汚染が存在するおそれが「ない」と認められる土地であった。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果及び土壌汚染対策法に基づく地歴調査の結果を踏まえ、環境保全に関する計画を具体化し、変更した。

別紙13 第6章 2 騒音 2.2 予測・評価 2) 予測・評価方法等

(道路交通騒音の予測モデルの最新版の採用)

【調査計画書の内容】

表6.2.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工 事 中	建設機械の稼働 <予測対象> ・建設作業騒音の騒音レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とする。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <予測方法> ・工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法） ・騒音に係る環境基準（環境基本法） ・工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法） ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁大気保全局）に示された科学的知見
	資材運搬等の車両の走行 <予測対象> ・道路交通騒音レベル <予測時期> ・資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とする。 <予測地点> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとする（図6.2.1-1参照）。（SV-6を除く3地点） <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2018」（（社）日本音響学会）による伝搬理論計算式により予測する。	
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働 <予測対象> ・施設の騒音レベル ・施設からの低周波音 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <予測方法> ・施設の騒音レベル 施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測する。 ・施設からの低周波音 類似事例、環境保全のための措置等を参照して定性的に予測する。	
	自動車等の走行 <予測対象> ・道路交通騒音レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測地点> ・ゴミ収集車両等の主要走行ルートとする（図6.2.1-1参照）。（4地点） <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2018」（（社）日本音響学会）による伝搬理論計算式により予測する。	

【変更後の内容】(変更は下線部)

表 6.2.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価			
環境影響要因	予測手法等	評価手法	
工事中	建設機械の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設作業騒音の騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法） 騒音に係る環境基準（環境基本法） 工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法） 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁大気保全局）に示された科学的知見
	資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の主要走行ルートとする(図6.2.1-1参照)。(SV-6を除く3地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>AS1 RTN-Model 2023</u>」((社)日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測する。 	
存在・供用時	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の騒音レベル 施設からの低周波音 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の騒音レベル 施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測する。 施設からの低周波音 類似事例、環境保全のための措置等を参照して定性的に予測する。 	
	自動車等の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等の主要走行ルートとする(図6.2.1-1参照)。(4地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>AS1 RTN-Model 2023</u>」((社)日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測する。 	

【変更箇所】

道路交通騒音の予測モデルの最新版を採用するものとした。

別紙 14 第 6 章 10 景観 2.2 予測・評価 2) 予測・評価方法等 (予測方法の一部変更)

【調査計画書の内容】

表6.10.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観の状況 ・ 主要な眺望地点の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 ・ 主要な眺望地点について、分布の改変の程度を把握した上で、事例のまたは解析による。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

【変更後の内容】(二重線—は削除)

表 6.10.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観の状況 ・ 主要な眺望地点の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 ・ 主要な眺望地点について、分布の改変の程度を把握した上で、事例のまたは解析による。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

【変更箇所】

主要な眺望地点について、分布の改変はないため、削除した。

別紙 15 第 6 章 16 温室効果ガス等 2.2 予測・評価 2) 予測・評価方法等

(施設の稼働について、メタン及び亜酸化窒素も予測評価の対象とする)

【調査計画書の内容】

表6.16.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
<p>工事中</p> <p>建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行</p>	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間全体とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
<p>存在・供用時</p> <p>施設の稼働 自動車の走行</p>	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 	

【変更後の内容】(変更は下線部、二重線は削除)

表 6.16.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・ 温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間全体とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・ <u>温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。</u> 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の稼働 自動車の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・ 温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・ <u>事業計画により、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素、メタン及び亜酸化窒素の排出量の削減率を算定する。</u> ・ <u>事業計画により、自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。</u> 	

【変更箇所】

施設の稼働について、メタン及び亜酸化窒素も予測評価の対象とした。

(なお、工事中の予測方法について一部誤記を削除した。)

第1章 都市計画決定権者の名称及び所在地

1 都市計画決定権者

1) 名称

伊奈町

2) 代表者の氏名

伊奈町長 大島 清

3) 事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

2 事業者

1) 名称

上尾伊奈資源循環組合

2) 代表者の氏名

管理者 畠山 稔

3) 事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平塚 951 番地 2